

嘉基渉第 126 号  
平成 24 年 3 月 7 日

沖縄防衛局

局長 眞部 朗 殿

嘉手納町長 當山 宏

## 嘉手納基地に関する諸問題について（要請）

春暖の候、貴殿におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より基地問題解決のために、本町に格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本町は戦後米国による軍事戦略上の拠点として数次にわたる整備・拡張によって、町域の約 83 パーセントに及ぶ 12.40 平方キロメートルが米軍基地に占有され、極東最大級の規模と機能を有するに至っています。しかも嘉手納飛行場は住民居住地域に隣接しており、同飛行場から派生する航空機騒音、海軍駐機場及び大型機駐機場から排出される航空機排気ガスは、町民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。

また、今年度も、AV-8B ハリアー攻撃機、F A-18 戦闘攻撃機など多数の外来機が嘉手納飛行場に飛来し、同飛行場を拠点に訓練が繰り広げられました。

同飛行場には、日常的に多数の外来機が飛来し、半ば常駐化での訓練が実施されています。

本町の現状は、再編実施のための日米のロードマップに掲げられた沖縄の基地負担の軽減とは程遠い状況にあり、グアム等への訓練移転に期待しているところです。

つきましては、貴殿におかれましては、本町の厳しい状況を御理解され、別紙要請事項の解決に一層の御尽力を賜りますよう要請いたします。

また、平成 18 年 1 月から要請しています、「嘉手納基地使用協定の締結について(要請)」の早期締結に向けた取組を要望いたします。(別紙参照)

# 要 請 事 項

## 1. 航空機騒音等の軽減緩和について

嘉手納基地には、F-15 戦闘機を主軸に、KC-135 空中給油機、P-3C 対潜哨戒機などの常駐機に加え、空母艦載機や他基地からの外来機が日常的に飛来し、機種、機数とも相当数に及ぶ状況です。これら航空機の離発着による騒音は、住民居住地域に多大な影響を及ぼし深刻な問題となっています。その軽減緩和策として、平成 8 年 3 月日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」は形骸化しています。

よって、本町は平成 18 年 1 月国に対し、嘉手納基地に特化した「嘉手納基地使用協定」の締結について、強く要請をいたしました。なんら進展が見られません。

平成 23 年度は、前年度に引き続き在日米軍再編に係る訓練移転が実施され一部負担軽減の動きが見られました。

その一方、深夜早朝における騒音の発生は増加する傾向にあります。

特に、海軍駐機場及び大型機駐機場から発生する航空機騒音は、航空機排気ガスを伴い町民を苦しめています。

そして、FA-18 戦闘攻撃機をはじめとする外来機も嘉手納飛行場へ飛来を繰り返し、激しい騒音を発生させています。この状況下では嘉手納町民が願う平穏な生活はその影さえ見えません。

つきましては、次の事項の実施及び改善について、関係機関へ働きかけていただきますよう要望いたします。

- (1) 普天間飛行場の嘉手納基地統合案及び基地機能強化に断固反対する。
- (2) 平成 18 年 1 月 4 日付、「嘉手納基地使用協定の締結について(要請)」の早期締結をすること。
- (3) 「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」に盛り込まれた事項については、一層の遵守をすること。
- (4) 米軍再編に伴う嘉手納基地の負担軽減を実施すること。
- (5) 住民居住地域に近接している海軍駐機場の早期移設を図るとともに、当該海軍駐機場及び大型機駐機場において午後 7 時から午前 7 時までの間、エンジン調整及び補助動力装置の使用をやめること。
- (6) 他基地所属機(外来機)の運用や訓練は、常駐化への懸念とともに騒音被害を増加させるものであり、今後一切行わないこと。
- (7) ヘリコプターによる住民居住地域上空での超低空飛行を禁止すること。

- (8) F-15 戦闘機等が着陸に先立って行う滑走路上空における急旋回は、猛烈な騒音を発生させるため禁止又は海上及び滑走路東側で行う方法を検討すること及びその他住民居住地上空における低空飛行、急上昇、編隊飛行等を禁止すること。
- (9) 自衛隊による、米軍施設・区域の共同使用については、新たな基地機能強化のため反対する。

## 2. 航空機事故、訓練・公害の予防対策・その他について

嘉手納基地に起因する事件・事故は、周辺住民を震撼させるものがあります。基地の運用上、派生する問題は多岐にわたりますが、特に航空機事故は重大な事故に結びつくおそれがあるだけに、周辺住民は常に危険に脅かされています。

平成 23 年 5 月 20 日、通告なしに嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が強行されました。住民居住地域が隣接する同飛行場での同訓練は、住民を巻き込む事故の危険性があり、周辺住民は不安を感じています。

平成 23 年 6 月 3 日には燃料送油管から約 200 のジェット燃料が流出し、また 8 月 6 日には台風の大雨により約 750 の発電機用燃料が流出しました。特に後者は、県企業局が取水する比謝川の近辺で起きており、水質への影響が心配されました。

平成 23 年 9 月 19 日には、嘉手納弾薬庫地区内で事前通知なしに弾薬処理作業が行われました。大きな爆発音と黒煙が上がり、嘉手納町役場には苦情等が寄せられました。同作業は、その後も同年 10 月 7 日、10 月 23 日及び 12 月 11 日並びに平成 24 年 1 月 29 日と実施されています。特に、平成 24 年 1 月 29 日に実施された弾薬処理作業は、嘉手納小学校で学習発表会が開催される中、同作業の延期要請を拒否し強行されました。

航空機による事故も後を絶ちません。F - 15 戦闘機は平成 23 年 7 月 27 日に着陸の際、右主脚タイヤのパンク事故を起こしたほか、着陸時の燃料の流出、緊急停止用ワイヤーを使つての緊急着陸、部品落下事故を起こしています。

外来機の FA - 18 戦闘攻撃機も平成 23 年 8 月 23 日には爆弾を抱えたまま着陸しています。その時、付近の基地内道路は封鎖されましたが、周辺自治体等への連絡はないまま近接する県道は車両が通行する状態になっていました。

航空機から発せられる航空機排気ガスは、独特の臭いと熱風を発生し、鼻・喉・目を刺激するような不快感を与えます。特に E - 3 B 空中早期警戒管制機から発する航空機排気ガスは、強烈な刺激臭で耐え難いものがあり大きな基地被害となっています。

以上の諸問題解決のため、次の事項の実施に向けて御尽力を賜りますようお願いいたします。

- (1) 航空機排気ガスによる大気汚染の状況、健康被害や人体に及ぼす影響についての調査及び当該排気ガス防止対策を実施すること。
- (2) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 5 条により、国が取得した土地について、同法第 7 条による無償使用にかかる施設の拡大及び柔軟な

対応を図るとともに、町が公共建築物を整備する際にその用地として利用できるようにすること。

- (3) 全防音住宅への電気料の助成及び太陽光発電システム事業を導入すること。
- (4) 防音工事の店舗、事務所等への助成及び告示後住宅防音工事の建築対象年月日の撤廃すること。
- (5) 航空機の安全管理及びパイロットの安全教育の徹底及び訓練の実施や事故発生の際の地元への事前・事後の迅速な通報体制を継続強化すること。
- (6) 弾薬処理作業を行う際は周辺住民へ影響を及ぼさないようにすること。
- (7) サイレン音、拡声器放送、模擬爆発装置及び発煙筒を使用するの即応訓練及び滑走路修復訓練を禁止すること。
- (8) パトリオット(PAC)の配備は、一方的な嘉手納基地の機能強化であり、即撤去すること。